

事故報告書について

〈事故発生時の報告〉 * 提出は原則電子メールでお願いします。

- ① 事業者は、応急措置後、速やかに、事故報告書（第1報）（様式1）を当該保険者へ提出して下さい。
- ② 事業者は、第1報を送付後、状況の変化等必要に応じて、事故報告書（第 報）（様式1）を当該保険者へ提出して下さい。
- ③ 事業者は、その後の事故に対する対応状況、経過等について、1か月程度を目途に顛末を事故報告書（最終報告）（様式1）により、当該保険者へ提出して下さい。

事故が原因で入院し、施設退所（退居）したときは、把握している範囲で報告書を作成し、提出してください。

〈報告を行わなければならない場合〉

- ① その事故が、自己（自傷行為など）又は他者（職員の処遇上の過失や他の入所者の暴力など）によるものもしくはその原因が不明であるもので、事業所（施設）の内外で発生した骨折、創傷などのサービス利用者の負傷又は死亡事故。
ただし、この場合の「負傷」については、医療機関で受診し治療を受けたものに限る。
また「死亡事故」については、「老衰による死亡」、「病気による死亡」など明らかに「事故死」とは認められないものは除く。
- ② 自然災害（風水害、地震等）、火災、交通事故等により、サービス利用者の生命に重大な状況が発生した場合、又は発生の恐れがある場合。
- ③ サービス利用者が行方不明になった場合。
- ④ 職員の不祥事が発生した場合。
- ⑤ 食中毒及び感染症など法令等により保健所等への通報が義務付けられている場合は、関係法令により対応を行うとともに、事故報告様式を準用し、保険者へも報告する。
なお、新型コロナウイルス感染症の発生時については、令和5年5月8日から9月30日までの間、三重県独自の基準により、施設内感染による感染者が1週間で5名以上確認された場合などに保健所への報告が必要となることから、保険者への報告についても同様の基準で行うものとする。

※詳細については、各町へお問い合わせください。

※様式1については県長寿介護課のホームページよりダウンロードできます。